

第 17 回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	0
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第 1 号	1
議案第 2 号	3
議案第 3 号	4
(3)非農地通知について	5
議案議案 4 号	5
(4)非農地証明について	5
議案議案 5 号	5
(5)農用地利用集積計画について	6
議案議案 6 号	6
議案議案 7 号	7
その他	7
3 閉 会	7

○ 出席者

会長	1 5 番	渡邊 浩正		
会員			2 番	篠木 薫
	3 番	福田 一紀	4 番	町野 位夫
	5 番	佐藤 栄一	6 番	石塚 英好
	7 番	渡邊 晴夫	8 番	大野 文子
	9 番	君島 道夫	1 0 番	阿久津 正一
	1 1 番	福田 英一	1 2 番	渡辺 正明
	1 3 番	揚石 明	1 4 番	佐藤 喜久男

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 1 番手塚 みち子委員より欠席届が出ております。本総会の出席議員数は 14 名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いた

日 時 令和 3 年 1 0 月 2 0 日（水）1 6 時 0 0 分
場 所 第一委員会室

します。それではただいまから第 17 回農業委員会総会を開催いたします。(16 : 00)

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第 19 条第 2 項の規定により、2 名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

(議長一任)

それでは議長より指名いたします。3 番 福田 一紀 委員 9 番 君島 道夫 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

(なし)

ありがとうございます。

(2) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件 (2)、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る決定について、議題にします。

議案第 1 号

まず、議案第 1 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班 4 班長、10 番 阿久津 正一 委員お願いいたします。

○阿久津 正一 委員 本日、午前 9 時 00 分から、委員 3 名、事務局 2 名の計 5 名で、農地法第 5 条 3 件、非農地通知 1 件、非農地証明 1 件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしくお願

いたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、10番 阿久津 正一 委員にお願いいたします。

○ 阿久津 正一 委員（申請地位置説明）

南側道路、東西は〇〇さん所有の農地、北側が母屋となっておりますが、北と西は傾斜地で2メートル弱の段差があります。

道路の南側は農振農用地で、申請者のハウスが立ち並び、冬の収穫に向けての準備が着々と進められていました。今回の案件は農作業場の建設ということでありまして、土地の形状、面積からみても最適な候補地と見て参りました。

この後、事務局からも説明があると思いますが、〇〇さんが農地転用について勘違いをしていたらしく、現在基礎工事まで進んでしまっていました。手続きの順番の錯誤はありましたが、矢板市の農業振興に寄与する施設の建設であり、立地条件などについては何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○渡邊 晴夫 委員 始末書はありますか。

○事務局 始末書は添付されております。もともと納屋が建っていたのと、建物の確認申請もおりていたため、農転は不要と思い、手続きをしてしまったということでした。

○議長 建築の確認申請は、農地かどうかにかかわらず、許可がおりるようです。このあたり、佐藤 栄一委員、どうでしょうか。

○佐藤 栄一 委員 はい。確認申請の注意事項にあるのみですが、他法令につ

いては適正に手続きを進めるようにということで通知がなされています。

○議長 はい。他にありませんか。

○石塚 英好 委員 作業場ということで、こちらのトイレはありますか。

○事務局 はい。ありますが、宅内処理ということです。

○石塚委員 排水用水路はありますか。

○事務局 計画図にはありません。

○石塚委員 側溝もありますか。

○事務局 はい。

○石塚委員 あくまで宅内処理ということですね。

○事務局 はい、道の反対側に水路があるのみで、宅内処理となっています。

○石塚委員 はい。申請が許可された後、排水されてしまうこともあるようですのでそれを心配して質問しました。

○事務局 わかりました。

○議長 はい。ほかにはありませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、申請代理人である5番 佐藤 栄一 委員の退室を求めます。(退室)

議案第2号

○議長 それでは事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の詳細な報告を、8番 大

野 文子 委員にお願いします。

○大野 文子 委員（申請地位置説明）現況畑にはなっておりますが、なにも作付けはされていません。有効活用されるということであれば、やむを得ないと思います。税金も既に宅地課税になっているということでした。皆さまの慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。
ございませんか。

質問ございませんようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号

○議長 それでは事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の詳細な報告を、13番 揚石 明 委員にお願いします。

○揚石 明 委員（申請地位置説明）

電気事業者が、新しく駐車場と倉庫を建てるため、現在はそばが植えてありますが、その一部を転用するということです。有効活用されるということであれば、致し方ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。
ございませんか。

質問ございませんようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議事が終了しましたので、5番 佐藤 栄一 委員の入室を求めます。(入室)

(3)非農地証明について

続いて付議事件(3)非農地証明について議題に供します。

議案議案4号

○議長 では事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。次に現地調査の詳細な報告を、8番 大野 文子 委員にお願いします。

○大野 文子 委員 (申請地位置説明)

第3種農地にもあたるということで、現地はお庭になっているような状況です。わずかな面積であり、非農地として致し方ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。ございませんか。

質問ございませんようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4)非農地通知について

続いて付議事件(4)非農地通知について議題に供します。

議案議案5号

○議長 では事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。次に現地調査の詳細な報告を、13番 揚石 明 委員にお願いします。

○揚石 明 委員（申請地位置説明）

現地への道は狭く、現在の機械では通れないようなものでした。

皆さまの慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一 委員 はい。地目は雑種地ではなく原野ではないかと思われませんかでしょうか。

○事務局 はい。非農地申出書に雑種地となっておりますのでそのようにいたしました。実際の登記の際にどのような地目にするかではなく、農地かどうかの判断となっております。

○佐藤 栄一 委員 わかりました。

○議長 ほかに質問ございませんようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

（5）農用地利用集積計画について

○議長 付議事件(5)農用地利用集積計画について、議題に供します。

議案議案6号

○議長 まず議案第6号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がおわりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

質問ございませんようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案議案 7 号

○議長 まず議案第 7 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明がおわりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

質問ございませんようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いいたします。

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。